

平成23年10月28日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

規 則

- 秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則（31・医務薬事課）…………… 1

規 則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十八日

秋田県知事 佐竹 敬 久

秋田県規則第三十一号

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則（昭和四十六年秋田県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「一・二パーセント」を「一・三パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則第二条の二の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号